



1年間、居住実績がなければ『空家』に!?

空き家対策特別措置法（特措法）とは？

2015年5月26日に施行（一部2015年2月26日施行）された、「空き家対策特別措置法（特措法）」によって、空き家に対する自治体の権限が法的に位置づけられました。具体的には、今後下記のようなことが考えられます。

